

障害者雇用を検討している、
障害者対象の特定求職者雇用開発助成金を受給している中小企業のみなさまへ
(特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

障害者の雇用継続を支援します！

東京都中小企業障害者雇用支援助成金

～東京都では中小企業での障害者雇用拡大のため標記助成制度を実施しています。～

助成金の概要

1. 支給要件

- 障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)(以下、「特開金」)の支給を受けている事業主であること。
- 特開金が満了となった後も、引き続き当該障害者の雇用を継続すること。
- 特開金の支給決定通知書の企業規模欄に「中小企業」と記載されている中小企業であること(ただし特例子会社を除く)。
- 当該障害者が東京都内の事業所に勤務していること。
- 相談員の巡回訪問・相談を受けること。
- 当該障害者が就労継続支援A型事業所の利用者でないこと。
- 過去5年間に労働関係法令、障害者虐待防止法、その他重大な法令違反等がないこと。

2. 助成内容

6か月毎にまとめて支給します。助成対象期間は最長3年間です。

☆重度障害者等(精神、重度身体及び重度知的、雇用日現在で45歳以上の身体及び知的)

→ 一人当たり月額5万円(3年総額最大180万円)

☆重度障害者等以外 ※重度障害者等であっても、短時間労働者の場合はこちらに該当します。

→ 一人当たり月額3万円(3年総額最大108万円)

3. 手続

- 提出書類 3ページ目「継続雇用計画書」及び特開金「第1期支給決定通知書」の写し
 - 提出期限 特開金の助成対象期間満了前または満了後4か月以内
 - 提出方法 下記担当まで郵送または持参でご提出ください。
- ※「継続雇用計画書」の提出がない場合は、本助成金の対象となりません。

【申請受付・問合せ】 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階北側
電話：03-5321-1111 内線：37-725

★詳細は、**TOKYOはたらくネット**をご覧ください。

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/shogai/josei/chushou_shien/
(本助成金の「支給要綱」及び「各様式」等をダウンロードできます。)



「東京都中小企業障害者雇用支援助成金」の手続の流れ

事業主

東京都

特開金助成対象期間満了日の
の属する月

1 か月目
～
4 か月目

5 か月目

6 か月目
[支給申請月]

対象期間後
1 か月目
[実績報告月]

対象期間後
2 か月目以降

対象期間
(6 か月)

継続雇用計画書は特開金の第1期支給決定通知書が届いた段階でご提出が可能です。

① 継続雇用計画書の提出

② 支給申請書等ご案内の送付

③ 支給申請書等の提出

④ 相談員の巡回訪問・相談
(日程調整後に訪問します)

⑤ 支給決定通知書の送付
実績報告書等ご案内の送付

⑥ 実績報告書等の提出

⑦ 額の確定通知書の送付
助成金の支払い

< 担当窓口 >

産業労働局 雇用就業部
就業推進課
障害者雇用促進担当

- ◆第1期は①～⑦の手続を経て助成金が支給されます。
- ◆第2期以降は、②～⑦の手続を繰り返すことになります。
- ◆②と⑤のご案内送付は提出する月の初めまでに届くよう発送いたします。

- ◆本助成金の助成対象期間は、支給対象者ごとに、特開金の助成対象期間満了日の属する月の翌月から起算して、最長36か月(6か月×6期)です。
- ◆③支給申請書等は、助成対象期間を6か月ごとに区分した各期の終了月の申請期間内に提出していただきます。相談員による巡回訪問・相談は、原則として支給申請月に実施します。
- ◆⑥実績報告書等は、支給申請月の翌月の申請期間内に提出していただきます。
- ◆③支給申請書等・⑥実績報告書等の提出後、東京都で審査を行い、審査結果については書面で通知いたします。審査の結果、支給要件を満たさないと判断した場合は、不支給となる可能性があります。
- ◆本助成金の助成対象期間終了後2年間、6か月毎に実施する雇用状況に関する調査(計4回)にご協力いただきますので、あらかじめご了承ください。

～詳細につきましては、担当までお問い合わせください。～

東京都知事 殿

企業等の所在地
 企業等の名称
 代表者役職・氏名 (印)

東京都中小企業障害者雇用支援助成金
 継 続 雇 用 計 画 書

東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要綱第7条の規定に基づき、当該支給対象者となる障害者の継続雇用の計画について、以下のとおり提出します。

記

1 支給対象者の継続雇用計画（作成日現在で記入。支給対象者が複数の場合は複写して作成すること）

フリガナ		雇用年月日	年 月 日
氏名		特定求職者雇用開発助成金等 助成金支給番号	
障害区分及び程度 (該当するものに○)	身体・知的・精神・発達・難病 一般・短時間 重度・45歳以上 ※「45歳以上」は雇用日現在		
特定求職者雇用開発助成金等 受給対象期間 (最終期は第4期または第6期 該当するものに○)	第1期の初日 年 月 日から 第4/6期の末日 年 月 日まで		
上記受給満了日以降の継続雇用計画 (該当するものに○)	継続雇用 年 月 日から		
	雇用形態 ・正規（一般）雇用 ・短時間雇用（週 時間労働） ・期間の定めなし ・期間の定めあり （ 年 月 日まで） （期間の定めありの場合）雇用期間の更新 ・あり ・なし		

2 支給対象者雇用事業所及び担当者連絡先

支給 対象者	事業所名			
	就業場所			
担当者	所属		氏名	
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
	書類送付先	〒		

継続雇用計画書の記入例

様式第1号（第7条関係）

平成31年 6月 1日

東京都知事 殿

◇継続雇用計画書の記入について、
ご不明な点がございましたら、
担当までお問い合わせください。

企業等の所在地 **東京都新宿区西新宿2-8-1**
 企業等の名称 **株式会社〇〇〇〇**
 代表者役職・氏名 **代表取締役 東京 一郎**

(印)

東京都中小企業障害者雇用支援助成金
 継続雇用計画書

印鑑証明書と同じ代表者印を押印してください（社判、代表者名のシャチハタ・三文判印は使用不可です）。

東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要綱第7条の規定に基づき、当該支給対象者となる障害者の継続雇用の計画について、以下のとおり提出します。

記

特開金の【支給決定通知書】に記載されている「雇用年月日」及び「助成金支給番号」を転記してください。

1 支給対象者の継続雇用計画（作成日現在で記入。支給対象者が複数の場合は複写して作成すること）

フリガナ	トウキョウ サブロー	雇用年月日	平成 28年 5月 1日
氏名	東京 三郎	特定求職者雇用開発助成金等 助成金支給番号	0002-0000000-0
障害区分及び程度 (該当するものに○)	身体・ 知的 ・精神・発達・難病 一般・短時間 重度 ・45歳以上 ※「45歳以上」は雇用日現在		
特定求職者雇用開発助成金等 受給対象期間 (最終期は第4期または第6期 該当するものに○)	第1期の初日 平成28年 5月 16日 から 第4/ 6 期の末日 平成31年 5月 15日 まで		
上記受給満了日以降の継続雇用計画 (該当するものに○)	継続雇用	平成 31年 5月 16日から	
	雇用形態	正規(一般)雇用 ・短時間雇用(週 時間労働) ・期間の定めなし ・期間の定めあり (平成31年10月31日まで) (期間の定めありの場合) 雇用期間の更新 ・ あり ・なし	

国（東京労働局）から送付される特開金の【支給申請のお知らせ】または【支給決定通知書】に記載された「支給対象期間」の第1期の初日と最終期の末日を転記してください。

特開金の最終期の末日の次の日を記入してください。（対象者の雇用開始日ではありません。）

2 支給対象者雇用事業所及び担当者連絡先

「短時間雇用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合をいいます。

支給対象者	事業所名	株式会社〇〇〇〇 総務部		
	就業場所	東京都新宿区西新宿2-8-1		
担当者	所属	総務部人事課	氏名	東京 次郎
	電話番号	03-0000-0000	FAX番号	03-0000-0000
	メールアドレス	Jiro-Tokyo@tokyo.jp		
	書類送付先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1		